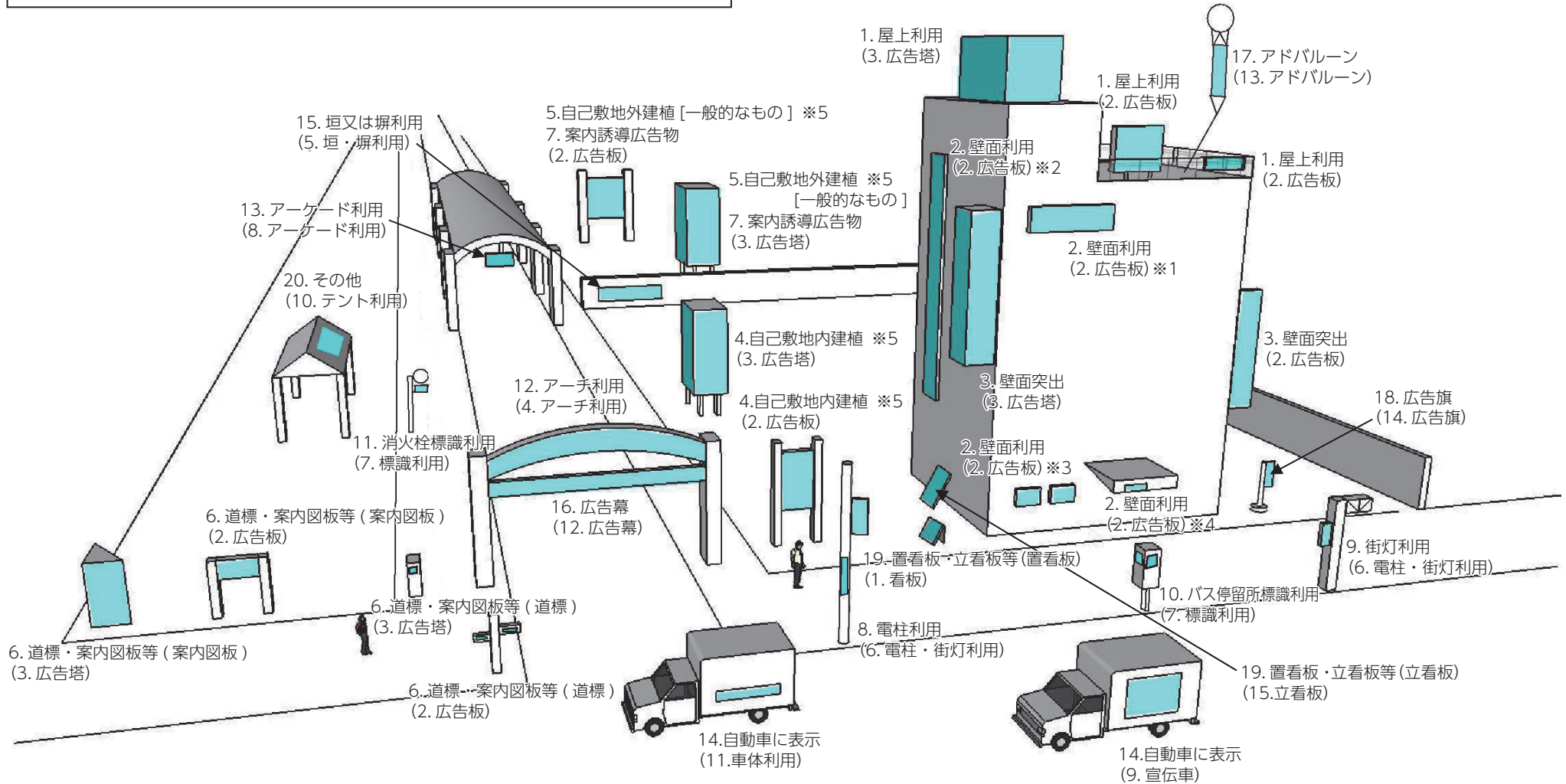


明石市 屋外広告物条例のしおり



2024年4月
明石市

屋外広告物における「広告物等の種類」及び「広告物の区分」



凡例

上段：広告物等の種類[屋外広告物条例施行規則 様式第1号及び別表第1によるもの]

(下段)：広告物の区分[同上 様式第1号及び別表第11によるもの]

- ※1 看板を取り付けるもの、直接塗料等で表示されるもの
- ※2 広告幕を取り付けるもの
- ※3 はり紙、はり札を取り付けるもの
- ※4 オーニングに表示するもの
- ※5 「自己敷地」とは、自己の事業所等がある敷地をいう

目次

屋外広告物の定義及び屋外広告物条例の概要	2
禁止物件	5
禁止地域等	6
許可基準	8
適用除外広告物等	17
許可が必要な適用除外広告物等	20
許可申請手続き	22
広告物等の維持管理と安全点検について	25
屋外広告業の登録	26
屋外広告業の特例届出	28
屋外広告物条例	30
屋外広告物法（抜粋）	35
屋外広告物による事故を防ぐために	36
屋外広告物規制概要図	

屋外広告物の定義及び屋外広告物条例の概要

屋外広告物の定義（屋外広告物法第2条）

規制の対象となる「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出・表示されたものなどをいいます。

このため、商業広告だけでなく、営利を目的としないものであっても、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物となります。

なお、文字により表示されたものだけでなく、絵、写真、商標、シンボルマークなど一定の観念、イメージなどが表示されているものも屋外広告物に含まれます。

ただし、次のようなものは屋外広告物に含まれません。

- 街頭で配布されているチラシなどの定着性のないもの
- 建築物の窓ガラス等の内側から表示等されているもの
- 駅、乗船場等の改札口の内側にある改札口の内側の人に対して表示されているもの
- 工場、野球場、遊園地等で、その構内にいる特定の人を対象とするもの
- 音響広告 など

明石市屋外広告物条例の概要

1. 目的（条例第1条）

屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（これらを総称して「広告物等」といいます。）並びに屋外広告業についての必要な規制やまちの顔となる場所、まちを印象づける場所など地域の特性を生かしたまちなみを形成するために必要な規制を行うことにより、良好な景観の形成若しくは風致（自然の美しさ）の維持又は公衆に対する危害を防止することを目的としています。

（ 公衆に対する危害とは、広告物等の倒壊等の直接的な危害と、広告物等を設置することによる見通し不良又は信号機、道路標識の妨害等による危害も含まれます。 ）

2. 定義（条例第2条）

■自家用広告物等

自己の氏名や名称、店名、事業内容などを表示するため、自己の居宅又は事業所等の建築物やその敷地内に掲出する広告物等をいいます。よって、実際に事業所として使用され、事業内容を示すものであれば、土地や建築物の所有権の有無にかかわらず自家用広告物等に該当します。逆に、土地や建築物の所有権を有していたとしても、その土地や建築物が実際の事業に供されていないければ、自家用広告物等には該当しません。

■管理用広告物等

自己の所有し、又は管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき掲出する広告物等をいいます。例えば、〇〇建設予定地、〇〇会社管理地、立ち入り禁止等の表示などです。

3. 責務（条例第3条、第4条）

■市の責務

市はこの条例の目的を達成するため、施設管理者などの協力を得て、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止に関し、市民、屋外広告業者等、広告主及び広告物等管理者の意識の啓発や自主的な活動の支援その他の必要な施策を策定し、実施するものとします。

■広告主等の責務

広告主、広告物等管理者、施設管理者及び屋外広告業者等は、法や条例及び条例に基づく規則を遵守し、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止に配慮するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければなりません。

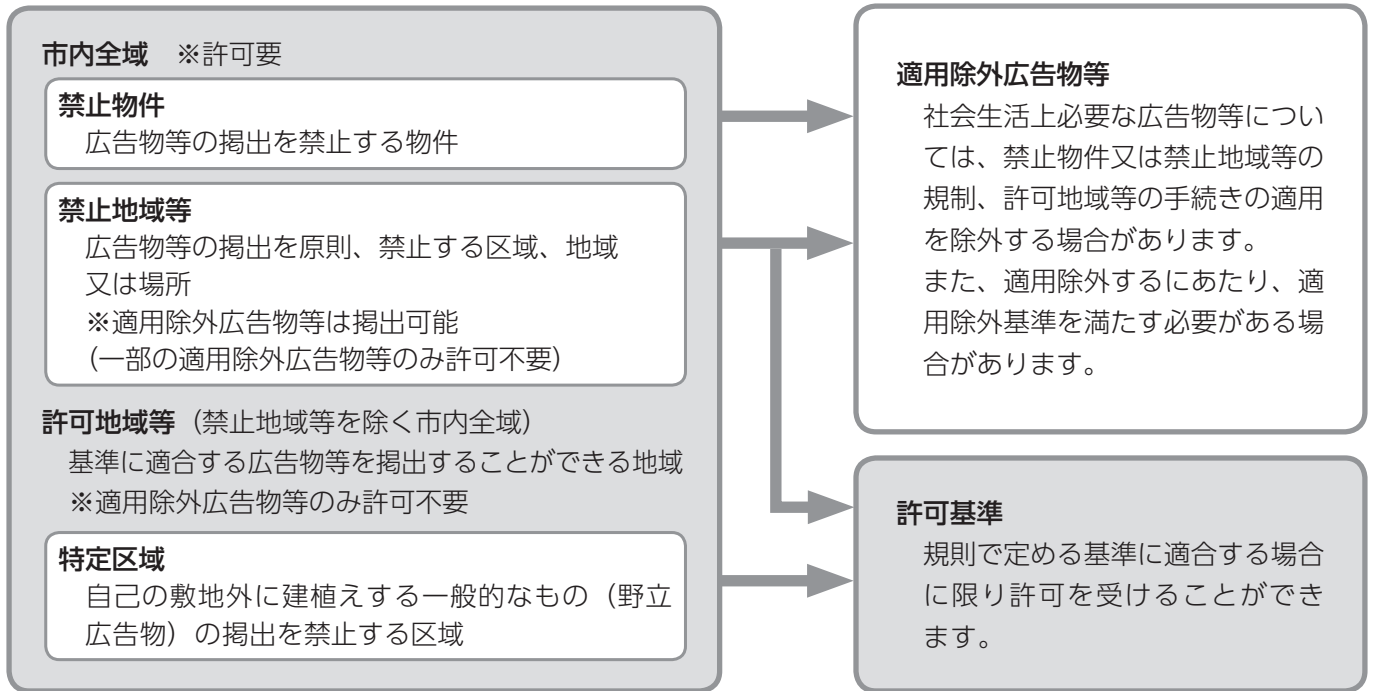
規制の概要

明石市域において、広告物等を掲出しようとするときは、市長の許可を受けなければなりません。

市域には、原則、広告物等を掲出することができない「禁止地域等」があり、禁止地域等を除く市内全域は許可基準に適合した広告物等を掲出できる「許可地域等」としています。

また、広告物等を掲出してはいけない「禁止物件」も定めております。

なお、「禁止物件」及び「禁止地域等」について、それぞれ社会生活上必要な広告物等については掲出を可能とする「適用除外広告物等」を定め、許可の不要な広告物等についても「適用除外広告物等」として定めています。



禁止広告物等 (条例第14条)

禁止物件、禁止地域等、許可地域等及び適用除外広告物等に関係なく、以下の広告物等を掲出することはできません。

- ①著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものの
- ②著しく破損し、又は老朽化したものの
- ③倒壊又は落下のおそれがあるものの
- ④信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものの
- ⑤道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの

特別規制地区 (条例第9条)

地域の自然、歴史、文化その他の特性を生かした良好な景観を形成するため、まちの顔となる場所、まちを印象づける場所など、特段の規制を行う必要がある地域を特別規制地区として指定し、当該地区の特性に応じた許可の基準を定めます。

※現在、指定している地区はありません。(2024年(令和6年)4月1日現在)

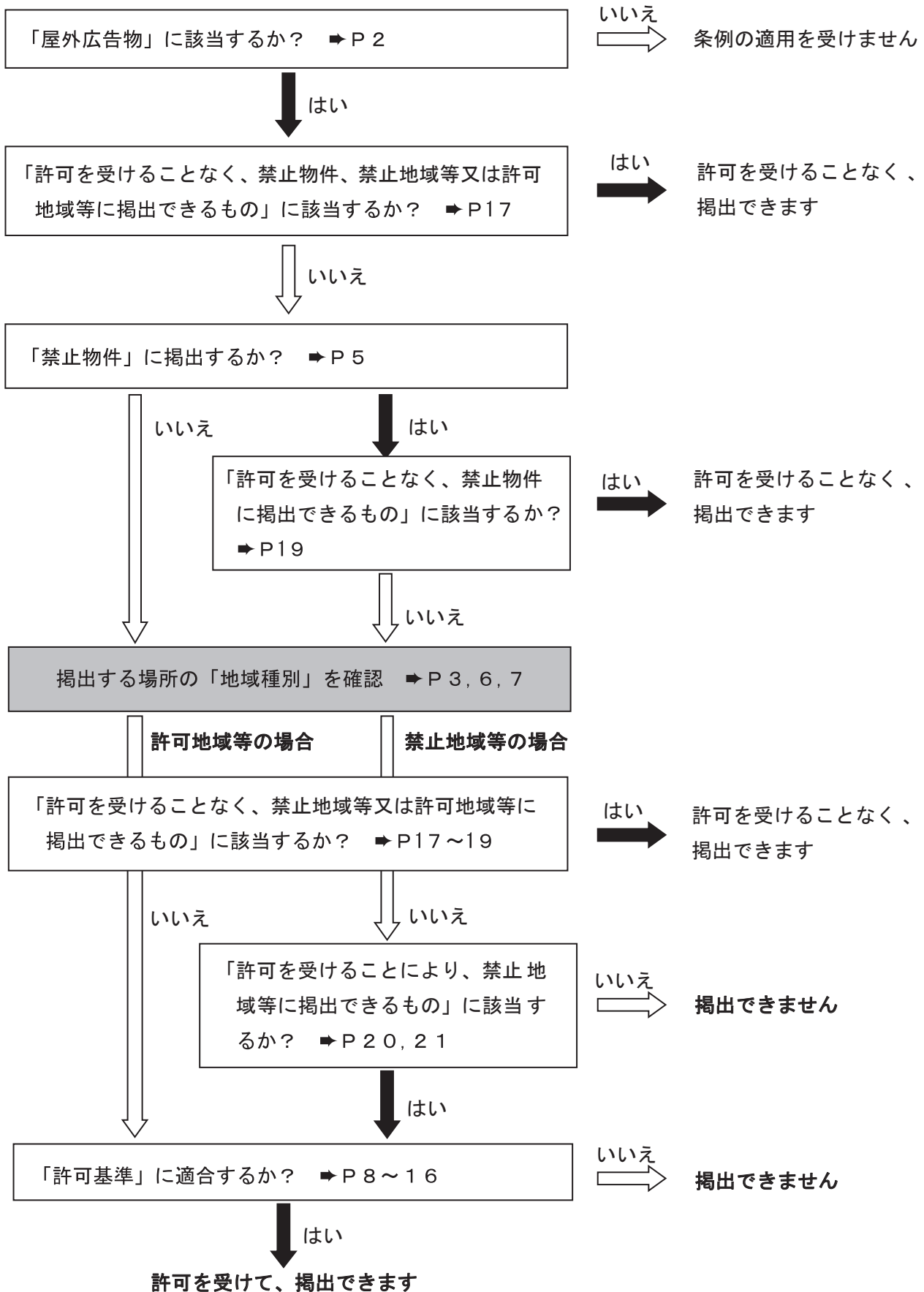
広告景観モデル地区 (条例第33条～第35条)

主要な道路沿いや駅前など地域を代表し、又は地域の特徴を表している区域など広告物等と地域環境の調和を図ることが特に必要な区域を広告景観モデル地区として指定し、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準(指導基準)を定めます。

※現在、指定している地区はありません。(2024年(令和6年)4月1日現在)

屋外広告物の定義及び屋外広告物条例の概要

適用される基準や手続きの要否判断フロー



禁止物件

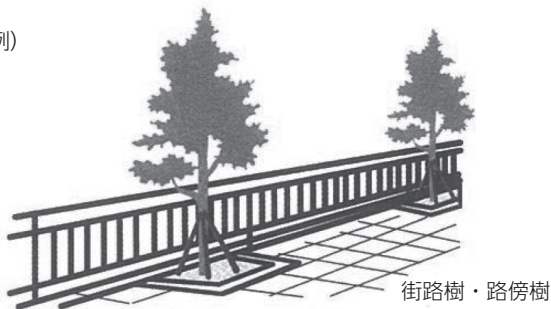
禁止物件とは、広告物等が掲出されることにより、その本来の機能が阻害されるとともに、良好な景観の形成若しくは風致の維持や公衆に対する危害防止に支障をきたす恐れがあることから、掲出を原則、禁止する物件です。

広告物等を掲出できない物件（条例第11条第1項）

- ① 橋梁、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - ② 石垣、よう壁その他これらに類するもの
 - ③ 街路樹及び路傍樹
 - ④ 信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上の柵並びに駒止め、里程標その他これらに類するもの
 - ⑤ パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
 - ⑥ 市長が指定する区域^{*}内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
 - ⑦ 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
 - ⑧ 郵便ポスト、公衆電話ボックス及び路上受変電設備
 - ⑨ 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
 - ⑩ 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
 - ⑪ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
 - ⑫ 景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
 - ⑬ 上記の他に特に良好な景観を形成し又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件
- ※ 市長が指定する区域（告示）

保安林、国立公園・国定公園・県立自然公園、風致地区（用途地域を除く）など、特に景観に配慮を要する区域

(例)

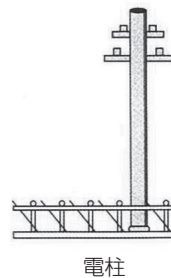


はり紙、はり札、広告旗、立看板その他これらに類するものを掲出できない物件

(条例第11条第2項)

- ① 電柱、街灯その他これらに類するもの（上記⑥以外）
- ② アーチの支柱及びアーケードの支柱

はり紙・はり札、立看板の禁止



広告物を表示できない物件（条例第11条第3項）

- 道路の路面

禁止地域等 (条例第10条、規則第6条・第7条・別表第2)

禁止地域等とは、主として良好な景観を形成し又は風致を維持するため、広告物等の掲出を禁止する必要がある特定の区域、地域又は場所です。また、自然豊かな地域、都市環境の優れた地域、道路沿道及び鉄道沿線地域など地域等の特性に応じて、第1種から第3種までの地域に区分しています。

第1種禁止地域等

- 1 用途地域以外の風致地区
- 2 特別緑地保全地区
- 3 重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲 50メートル以内の地域
- 4 史跡、名勝、天然記念物、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定された地域
(仮指定された史跡、名勝、天然記念物を含む)
- 5 県指定重要有形文化財、県指定重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲 50メートル以内の地域
- 6 県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域
- 7 市指定有形文化財、市指定民俗文化財に指定された建造物の周囲 50メートル以内の地域
- 8 市指定記念物に指定された地域
- 9 保安林
- 10 国立公園、国定公園、県立自然公園のうち普通地域以外全て
- 11 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域、県環境緑地保全地域のうち普通地区以外全て
- 12 市生物保護地区、市保護樹林
- 13 保存樹林
- 14 道路、鉄道等の区間及びその沿道、沿線地域で市長が指定する区域 ※ 1
- 15 河川、池沼等及び付近の地域で市長が指定する区域
- 16 上記の他に特に良好な景観を形成し又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する地域等

第2種禁止地域等

- 1 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域
- 2 用途地域内の風致地区、景観地区及び伝統的建造物群保存地区
- 3 県景観形成重要建造物の敷地
- 4 市都市景観形成重要建築物の敷地
- 5 国立公園、国定公園、県立自然公園のうち普通地域 (市長が指定する区域を除く ※ 2)
- 6 自然環境保全地域、県自然環境保全地域、県環境緑地保全地域のうち普通地区
- 7 市自然保護地区
- 8 都市公園及びその他の公園・緑地等の公共空地で市長が指定する区域
- 9 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地
- 10 古墳及び墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺、教会の境域
- 11 上記の他に特に良好な景観を形成し又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する地域等

第3種禁止地域等

- 1 道路、鉄道等の区間及びその沿道、沿線地域で市長が指定する区域 ※ 1
- 2 河川、池沼等及び付近の地域で市長が指定する区域
- 3 駅前広場等及び付近の地域で市長が指定する区域
- 4 上記の他に特に良好な景観を形成し又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する地域等

※ 1 道路、鉄道等の区間及びその沿道、沿線地域で市長が指定する区域 (告示) ⇒次ページ

※ 2 市長が指定する区域 (告示) : 瀬戸内海国立公園のうち近隣商業・商業地域

道路、鉄道等の区間及びその沿道、沿線地域で市長が指定する区域 (告示)

種別	地域	
第1種 禁止地域等	鉄道	山陽新幹線の路端から 1,000 m以内の区域 (用途地域を除く)
第3種 禁止地域等	道路	第二神明道路または加古川バイパスの路端から 200m 以内の区域
	鉄道	山陽本線の路端から 100m 以内の区域 (用途地域を除く)

特定区域 (規則別表第1・告示)

特定区域とは、許可地域等のうち市長が指定する区域で、当該区域では、自己の敷地外に建植えする一般的なもの(野立広告物)の掲出を禁止しています。

種別	地域	
特定区域 (許可地域等)	道路	国道 250 号 (明姫幹線) の路端から 100m 以内の区域
	鉄道	山陽新幹線の路端から 200m 以内の区域 (用途地域)
		山陽本線の路端から 100m 以内の区域 (用途地域)
		山陽電鉄本線の路端から 100m 以内の区域

※ただし、特定区域に掲出する広告物等で、これらの道路又は鉄道の区間から視認できないものは、特定区域外にあるとみなします。(2019年(平成31年)2月4日告示)

許可基準 (条例第8条、規則第4条・別表第1)

明石市域において、広告物等を掲出しようとするときは、市長の許可を受けなければなりません。

許可を受ける際は、広告物等の面積、高さ、掲出場所、色彩その他の表示方法について定める「許可基準」に適合する広告物等に限り許可を受けることができます。

「許可基準」には、「共通基準」のほかに広告物等の種類ごとの「個別基準」があります。

なお、禁止地域等において、適用除外広告物等に該当することにより掲出が可能となる広告物等については、「適用除外基準」を満たし、かつ、「許可基準」に適合するものに限り許可を受けることができます。

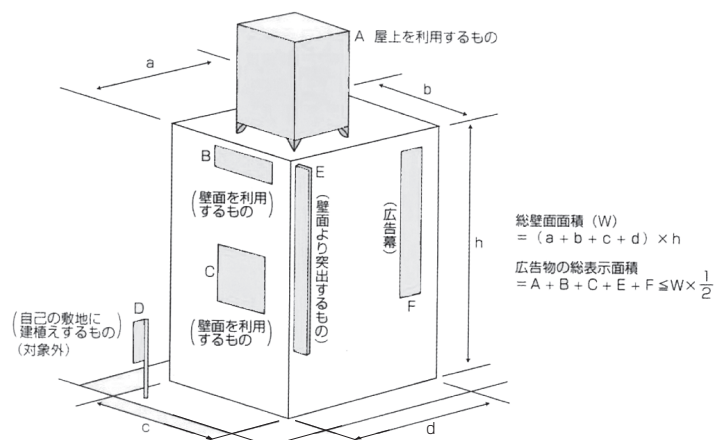
【共通基準】

- ①特に景観に配慮すべき地域又は場所では、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠などを当該景観と調和したものとすること。
- ②広告物の裏面、側面並びに広告物を掲出する物件は、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとすること。
- ③照明を使用する広告物等は、美観の維持に必要な対策を講じること。
- ④蛍光塗料（蛍光フィルムを含む）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。
- ⑤第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域又は風致地区の境界線から100m以内の地域に掲出する広告物等で、これらの地域から視認できるものは、「LEDサイン等」※を使用せず、かつ、光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度若しくは色彩の変化を含む。以下同じ。）がないものとすること。

※ 「LEDサイン等」について

- ・ネオン管、発光ダイオードなどを利用するもので、その光源を直接視認できるものをいいます。
- ・ガソリンスタンドの料金表示、「駐車場」（自動車又は自転車の駐車場所をいう。以下同じ。）の満空表示、その他市長が別に定めるものは除きます。

- ⑥許可地域等における高さが15mを超える建築物に掲出する広告物等の表示面積の合計は、一の建築物の壁面合計面積（近隣商業地域又は商業地域にあっては52m以下、その他の地域にあっては47m以下の面積）の1/2以下とすること。



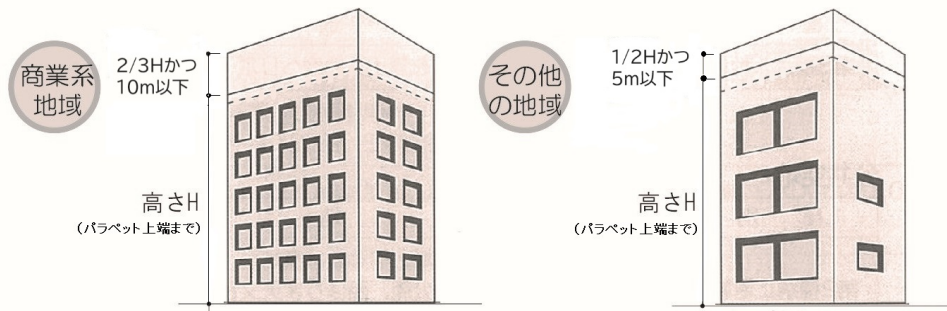
- ⑦第1種・第2種住居地域、準住居地域、又は、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区（それぞれ禁止地域等を除く）にあつては、一の敷地内に掲出する広告物等（自家用広告物等は除く）の表示面積の合計を10㎡以下とすること。
- ⑧第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に掲出する「可変表示式広告物等」（電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物等で、60秒以上静止した画像又は文字を表示するものを除く。以下同じ。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。
- (1) 自家用広告物等であること。
 - (2) 設置数は、一の敷地につき1個以下とすること。
 - (3) 1方向の表示面の面積は5㎡以下とし、表示面積の合計は10㎡以下とすること。
 - (4) 当該可変表示式広告物等の上端の地上からの高さは5m以下とすること。
 - (5) 壁面又は一事業所等の表示面積の合計を算出するに当たっては、当該可変表示式広告物等の表示面積は、当該表示面積に5を乗じて得た面積を用いるものとする。
- ⑨近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に掲出し、かつ、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域の境界線から100m以内の地域に掲出する可変表示式広告物等が、当該第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域から視認できる場合は、当該可変表示式広告物等は、次に掲げる基準に適合するものとする。
- (1) 1方向の表示面の面積は10㎡以下とし、表示面積の合計は20㎡以下とすること。
 - (2) 当該可変表示式広告物等の上端の地上からの高さは10m以下とすること。
 - (3) 壁面又は一事業所等の表示面積の合計を算出するに当たっては、当該可変表示式広告物等の表示面積は、当該表示面積に4を乗じて得た面積を用いるものとする。

【個別基準】（「商業系地域」とは、近隣商業地域又は商業地域に指定された地域を指します。）

1 屋上を利用するもの

区 分	商業系地域	その他の地域
広告物等の高さ	地上からパラペット上端までの高さの2/3以下かつ10m以下	地上からパラペット上端までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下*）
広告物等の上端の地上からの高さ	52m以下 （超える場合は一定基準を満たすものに限定）	47m以下 （同左）
掲出場所	木造建築物の屋上への掲出禁止	
その他の表示方法	○建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面からの突出禁止 ○支柱や骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮へいすること	LEDサイン等の使用・光源の点滅が急速なもの禁止（時事に関する事項を表示する場合を除く）

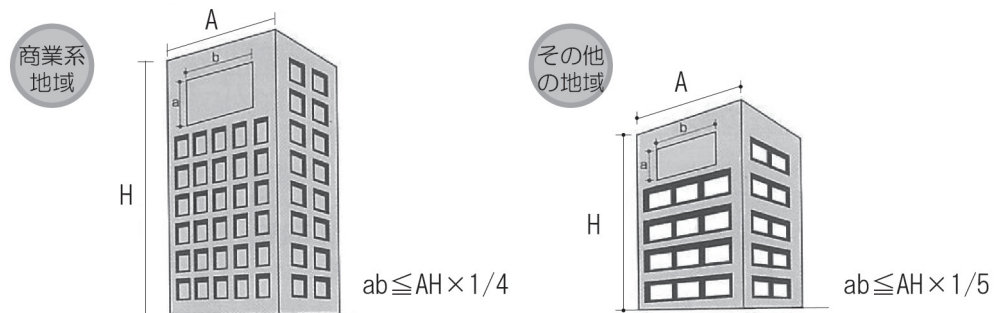
*屋上構造物の上に設置する場合は、別途算定方法あり



2 壁面を利用するもの

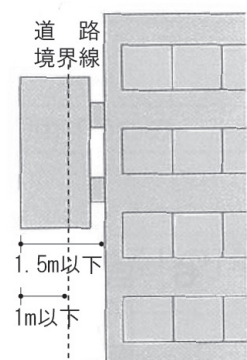
区 分	商業系地域	その他の地域
表示面積の合計	壁面面積の1/4以下* （LEDサイン等を使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面面積の1/4以下）	壁面面積の1/5以下* （LEDサイン等を使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面面積の1/5以下）
広告物等の上端の地上からの高さ	52m以下 （超える場合は一定基準を満たすものに限定）	47m以下 （同左）
その他の表示方法	○広告幕の規格は、長さ15m以下、幅1.5m以下とすること ○壁面の外郭線からの突出禁止 ○窓・開口部をふさがないこと（広告幕を除く） ○意匠が同一のものは、1壁面に2個（枚）	

*テント利用、表示期間が5日を超える広告幕の表示面積を含む



3 壁面より突出するもの

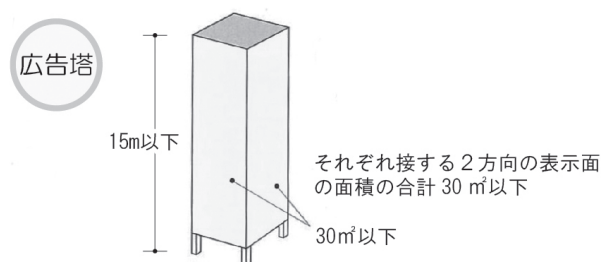
区 分	商業系地域	その他の地域
建築物等からの出幅	建築物の壁面から 1.5m 以下、かつ、道路境界線から 1m 以下	
広告物等の上端の地上からの高さ	52m 以下	47m 以下
広告物等の下端の道路面からの高さ	4.5m 以上（歩道上 2.5m 以上）	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ○壁面の上端を超える突出禁止 ○広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ○交通信号機からの距離が 10m 以下の場合は LED サイン等の使用・光源の点滅の禁止 	



4 自己の敷地に建植えするもの

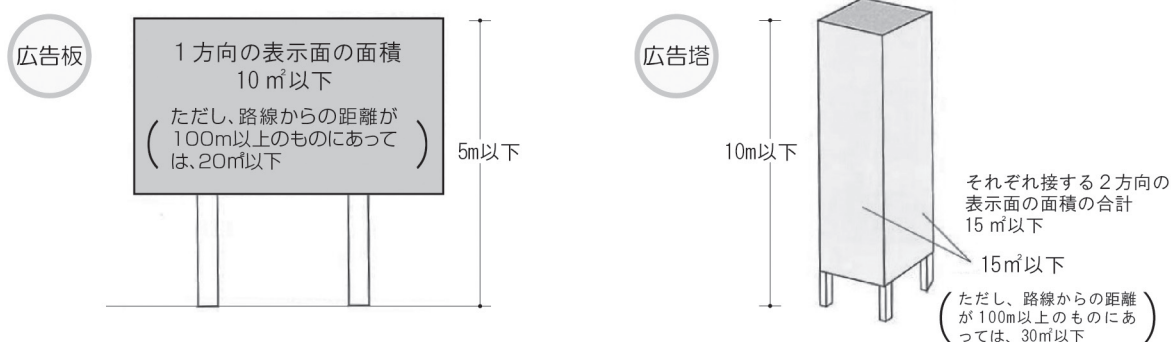
※「自己の敷地」とは、自己の事業所等がある敷地をいいます。(5 6 7 も同じ)

区 分	商業系地域	その他の地域
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ○広告板 1方向の表示面の面積 20㎡以下、表示面積の合計 40㎡以下 (LED サイン等を使用する場合、1方向の表示面の面積 5㎡以下、表示面積の合計 10㎡以下) ○広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計 30㎡以下、表示面積の合計 60㎡以下 (LED サイン等を使用する場合、それぞれの接する2方向の表示面の面積の合計 7.5㎡以下、表示面積の合計 15㎡以下) 	
数量	2基以下	
広告物等の上端の地上からの高さ	15m 以下 (LED サイン等を使用する場合は 10m 以下、LED サイン等を使用し交通信号機からの距離が 50m 以下の場合は 5m 以下)	
その他の表示方法	—	上端の地上からの高さが 5m を超える場合は、LED サイン等の使用・光源の点滅が急速なものの禁止



5 自己の敷地外に建植えする一般的なもの（野立広告物）

区 分	特定区域を除く許可地域等
表示面積	①広告板 1方向の表示面の面積 10㎡以下、表示面積の合計 20㎡以下（路端距離 100m 以上のものは1方向の表示面の面積 20㎡以下、表示面積の合計 40㎡以下） ②広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計 15㎡以下、表示面積の合計 30㎡以下（路端距離 100m 以上のものはそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計 30㎡以下、表示面積の合計 60㎡以下）
広告物等の上端の地上からの高さ	①広告板 5m 以下 ②広告塔 10m 以下
相互間距離	5m 以上（路端距離 100m 以上のものは 100m 以上）
掲出場所	○特定区域での掲出禁止 ○交通信号機・踏切からの距離 5m 以上
色 彩	彩度の高い色（マンセル表色系の彩度 10 以上の色）の色数は 2 色以下
その他の表示方法	LED サイン等の使用・光源の点滅の禁止



6 自己の敷地外に建植えする道標・案内図板等

区 分	特定区域及び禁止地域	その他の地域等
1方向の表示面の面積（広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）	①道標 2㎡以下 ②案内図板 6㎡以下 ③説明板 4㎡以下 ④その他 6㎡以下	5に定める基準に適合していること (案内図板にあつては、5の掲出場所及び色彩の基準を除く)
広告物等の上端の地上からの高さ	3m以下（土地の状況等により市長が特にやむを得ないと認める場合は5m以下）	
相互間距離	5m以上	
掲出場所	○交通信号機・踏切からの距離 5m 以上	
色 彩（案内図板以外のもの）	○彩度の高い色（マンセル表色系の彩度 10 以上の色）の色数は 2 色以下 ○彩度の高い色を使用する地色（文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ）部分の表示面の面積に対する割合 1/2 以下（色数が 2 色以下の場合を除く）	
その他の表示方法	○寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合 1/5 以下 ○LED サイン等の使用・光源の点滅の禁止	

7 自己の敷地外に建植えする案内誘導のためのもの（案内誘導広告物）

区 分	特定区域及び禁止地域	その他の地域等
1 方向の表示面の面積 (広告塔はそれぞれ接 する 2 方向の表示面の 面積の合計)	○2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ○集合案内誘導広告物にあつては、1 方向の表示面の面積の合 計 8㎡以下、一の施設等への案内誘導に係るものの 1 方向の 表示面の面積 1㎡以下	5 に定める基準 に適合している こと
横の長さ	2m 以下	
広告物等の上端の地上 からの高さ	3m 以下（土地の状況等により、市長が特にやむを得ないと認め る場合又は集合案内誘導広告物にあつては 5m 以下）	
誘導距離	案内誘導しようとする施設等から 10km 以内	
相互間距離	5m 以上	
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離 5m 以上	
色 彩	○彩度の高い色（マンセル表色系の彩度 10 以上の色）の色数は 2 色以下 ○彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割 合 1/2 以下（色数が 2 色以下の場合を除く）	
その他の表示方法	○名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小 限の事項を表示すること ○方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する 割合 1/4 以上 ○LED サイン等の使用・光源の点滅の禁止 ○集合案内誘導広告物にあつては、形状、面積、材料、色彩、 意匠等を原則として統一すること	

8 電柱、街灯を利用するもの

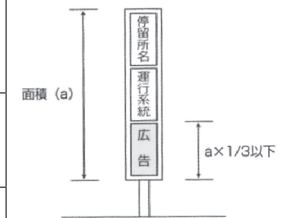
区 分	電柱を利用するもの	街灯を利用するもの
規 格	①突出するもの 縦 1.2m 以下 横 0.45m 以下 ②巻き付けるもの 縦 1.5m 以下 表示面積 0.5㎡以下	1 方向の表示面の面積 0.2㎡以下
数 量	電柱 1 本につき、 突出するもの、巻き付けるもの 各 1 個	街灯 1 本につき、 突出するもの 1 個
広告物等の下端の 道路面からの高さ	①突出するもの 4.5m 以上（歩道上 2.5m 以上） ②巻き付けるもの 1.2m 以上	—
掲出場所	交通信号機からの距離 5m 以上	
色 彩	○彩度の高い色（マンセル表色系の彩度 10 以上の色）の色数は 2 色以下 ○地色への彩度の高い色の使用禁止	○彩度の高い色の色数は 2 色以下 ○地色への彩度の高い色の使用禁止（色 数が 2 色以下の場合を除く）
その他の表示方法	<突出するもののみ適用> ○掲出する方向が歩車道の区別のある道 路にあつては歩道側、その他の道路に あつては路肩側とすること ○電柱に対して垂直に 0.15m 離して上下 端を塗装した帯鉄で取り付けること	○商店街、自治会等が、商店街名、町名 等を表示するためのものとする ○同一商店街に掲出するものにあつては、 規格を統一すること ○厚さ 0.15m 以下の板状又は箱状の燃え にくい構造とすること



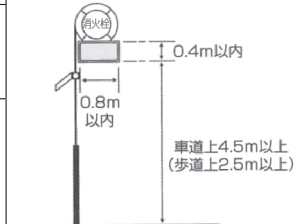
9 バス停留所標識、消火栓標識を利用するもの

区分	バス停留所標識を利用するもの	消火栓標識を利用するもの
規格	表示板の表示面の面積の 1/3 以下	縦 0.4m 以下 横 0.8m 以下
数量	1 個	標識 1 本につき、突出するもの 1 個
広告物等の下端の道路面からの高さ	—	4.5m 以上 (歩道上 2.5m 以上)
掲出場所	—	交通信号機からの距離 5 m 以上
色彩	○彩度の高い色 (マンセル表色系の彩度 10 以上の色) の色数は 2 色以下 ○地色への彩度の高い色の使用禁止 (色数が 2 色以下の場合を除く)	—
その他の表示方法	車両の進行方向から視認できない面に表示すること	—

バス停留所標識を利用するもの



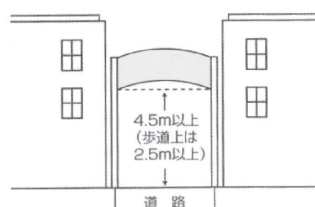
消火栓標識を利用するもの



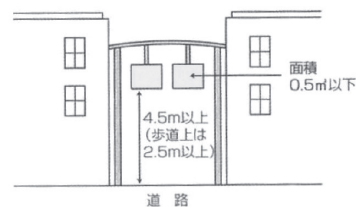
10 アーチ、アーケードを利用するもの

区分	アーチを利用するもの	アーケードを利用するもの (一時的に掲出するものを除く)
1 方向の表示面の面積	—	0.5 m ² 以下
数量	—	広告物等を出しようとする者 1 人につき 1 個
広告物等の下端の道路面からの高さ	4.5m 以上 (歩道上 2.5m 以上)	
その他の表示方法	○商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする ○LED サイン等の使用・光源の点滅の禁止	○同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること ○照明を伴うものとする ○LED サイン等の使用・光源の点滅の禁止

アーチを利用するもの



アーケードを利用するもの



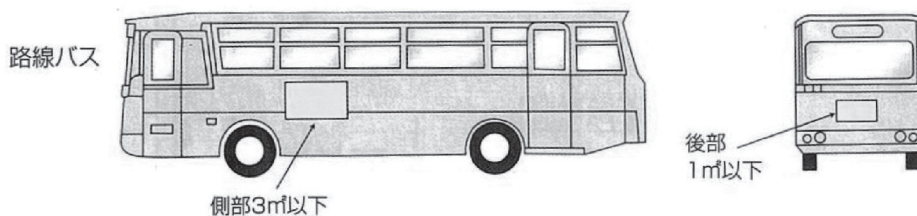
11 自動車に表示するもの

①宣伝車（自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいう）

- ・消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする。

②路線バス

- ・表示面積は、側部にあつては1側部につき3㎡以下、後部にあつては1㎡以下とする。（ラッピングバスは除く。）
- ・前部には表示しないこと。



12 垣、塀を利用するもの

- ・表示面積の合計は、掲出される垣又は塀の面の面積の4分の1以下とすること。
- ・数量は2個以下とすること。
- ・垣又は塀の外郭線から突出させないこと。

13 広告幕（壁面を利用するものを除く）

- ・横断幕にあつては、下端の道路面からの高さが4.5m以上とすること。

14 アドバルーン

- ・幅1.5m以下、高さ15m以下の網に布片等で表示し、かつ主網に十分緊結すること。

15 広告旗

- ・表示面積は2㎡以下とすること。
- ・道路の路肩から5m以内の場所に掲出するものにあつては、相互間の距離を5m以上とすること。
- ・道路上には掲出しないこと。

16 置看板・立看板等

- ・道路上には掲出しないこと。

【特例基準】

○「大規模小売店舗等において自己の敷地に建植える自家用広告物等」における「専用駐車場表示広告物等」にかかる特例基準（緩和基準）

次の（１）及び（２）に掲げるすべての要件を満たす「大規模小売店舗等において自己の敷地に建植える自家用広告物等」を掲出する場合は特例基準を適用することができます。

（１）次のアからカまでのいずれかに係る自家用広告物等であること。

- ア 大規模小売店舗立地法第２条第２項に規定する大規模小売店舗
- イ 消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
- ウ 農業協同組合法に基づく農業協同組合が設置する店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
- エ アからウまでに掲げるもののほか、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
- オ 飲食店業を行う店舗のうち、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 1,000 ㎡を超えるもの
- カ 駐車場法第２条第２号に規定する路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 ㎡以上であるものを有する施設

（２）設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗及び施設並びに「専用駐車場」（専ら店舗及び施設の用に供する駐車場をいう。以下同じ。）への円滑な誘導に特に必要と認められること。

区分	特例基準		
	(1) ア～オまでに掲げる店舗（以下「特例基準店舗」という。）		(1) カに掲げる施設
	① 店舗面積が 500 ㎡を超え、3,000 ㎡未満のもの	② 店舗面積が 3,000 ㎡以上のもの	—
数量	2 基以下。 ただし、「専用駐車場表示広告物等」（専用駐車場の場所を表示する広告物等、専用駐車場への進入路及び退出路を表示誘導する広告物等、専用駐車場の満空を表示する広告物等、専用駐車場を管制するための広告物等並びにこれらに類する広告物等で自己の敷地に建植えるものをいう。以下同じ。）は、基数に算入しないことができる。	敷地に接する道路（道路交通法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路をいう。）ごとに 2 基以下。ただし、専用駐車場表示広告物等は基数に算入しないことができる。	特例基準店舗①に定める基準に適合すること。
その他の表示方法	ア 商業系地域以外の地域にあつては、広告物等の上端の地上からの高さが 5 m を超えるものを掲出する場合は、LED サイン等を使用せず、かつ、光源の点滅が急速でないものとする。こと。 イ 専用駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の面積を当該表示部分の存する表示面の面積の 1/4 以下とすること。		

適用除外広告物等 (条例第12条、規則第8条)

社会生活上必要な広告物等については、その掲出目的や表示面積などが一定の「適用除外基準」に適合する場合に限り、禁止物件、禁止地域等、許可地域等、それぞれの規制や、許可の手続きの適用を除外する場合があります。

許可が不要な適用除外広告物等

1 許可を受けることなく、禁止物件、禁止地域等又は許可地域等に掲出できるもの

(条例第12条第1項、規則第8条第1項・第2項)

(1) 他法令の規定によるもの

道路法、建築基準法、建設業法等、法令規定に基づき掲出するもの

(2) 公共広告物

国、地方公共団体及び市長が指定する公共的団体※が公共的目的をもって掲出するもの

(表示面積5㎡超のものは、「公共広告物表示・設置届」(様式第4号)が必要)

※市長が指定する公共的団体(告示)

- ①国や地方公共団体が出資等している団体(株式会社を除く)
- ②国や地方公共団体を構成員の全部又は一部として組織された団体
- ③土地改良区等の公共組合
- ④日本赤十字社
- ⑤社会福祉法による社会福祉法人
- ⑥高速道路株式会社法第1条に規定する会社
- ⑦明石市協働のまちづくり推進条例に基づき認定された協働のまちづくり推進組織及び組織を構成する団体

(3) 選挙運動用ポスター等

公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等

(4) 寄贈者名等表示広告物(規則別表第3)

公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を掲出するもので次の①～④のすべての要件に該当するもの

- ①表示面積が0.5㎡以下、かつ、表示方向から見た当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の20分の1以下
- ②数量が1施設につき1枚(基)
- ③彩度の高い色(マンセル表色系の彩度10以上の色)の色数が2色以下
- ④彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)

2 許可を受けることなく、禁止地域等又は許可地域等に掲出できるもの

(条例第12条第2項、規則第8条第3項～第9項)

(1) 自家用広告物等で次の「適用除外基準」に適合するもの(規則別表第4)

区分	禁止地域等	許可地域等
表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下
数量	3枚(基、個)以下	3枚(基、個)以下
その他	「許可が必要な適用除外広告物等」の「(1)自家用広告物等」の適用除外基準のうち、「敷地内建植広告物等の上端の地上からの高さ」、「掲出場所」、「色彩」、「その他の表示方法」に適合させること(P18,19参照)	—

※許可手続きは不要であっても「許可基準」には適合させること

適用除外広告物等

(2) 管理用広告物等で次の「適用除外基準」に適合するもの（規則別表第5）

○禁止地域等

区 分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
表示面積の合計	5㎡以下	10㎡以下	
数 量	2枚（基、個）以下	3枚（基、個）以下	
自己敷地内建植え 広告物の上端の地 上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
掲出場所	屋上への掲出禁止		
色 彩	①彩度の高い色（マンセル表色系の彩度10以上の色）の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下 （色数が3色以下の場合を除く）		
その他の表示方法	①突出し広告物等の掲出禁止 ②LEDサイン等の使用禁止 ③光源の点滅の禁止	①突出し広告物等の掲出禁止 ②LEDサイン等の使用禁止 ③光源の点滅の禁止	①突出し広告物等の掲出禁止 ②LEDサイン等の使用禁止 ③光源の点滅が急速なものの禁止（高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅の禁止）

※許可手続きは不要であっても「許可基準」には適合させること

○許可地域等

表示面積の合計	10㎡以下
数 量	3枚（基、個）以下

※許可手続きは不要であっても「許可基準」には適合させること

(3) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に掲出するもの

(4) 講演会、展覧会、音楽会等の開催のため、会場敷地内に掲出するもので次の「適用除外基準」に適合するもの（規則別表第6）

表示面積	10㎡以下
広告物等の上端の 地上からの高さ	5m以下
掲出場所	①会場の敷地内に掲出すること ②道路から5m以内の場所における広告旗の掲出禁止
表示内容	催物の案内に必要な事項（催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名など）
掲出期間	開催日の5日前から終了日まで

(5) 電車または自動車に表示されるもののうち、次の①～③のいずれかに該当するもの

- ①電車の車体に所有者の名称等や自己の事業内容等を表示するもの
- ②自動車の車体に所有者や管理者の氏名等、自己の事業内容等または下記（8）①に掲げる事項を表示するもの
- ③自動車の車体に表示する広告物は、当該自動車に係る道路運送車両法による登録における使用の本拠の位置における広告物等の規制に関する条例の規定に従っているもの

(6) 人、動物、車両（電車または自動車を除く）、船舶又は航空機に表示されるもの**(7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に当該地方公共団体の定める規程に従って表示するもの****(8) 非営利目的のためのはり紙・はり札・広告旗・立看板等で、次の①～④のすべての要件に該当するもの**

（禁止地域等においては、市長が指定する区域^{*}に限る。なお、特別規制地区は除く。）

- ①政治活動、宗教活動、労働運動その他営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、行事、催物等に関する事項を表示するもの
- ②表示期間：はり紙、はり札、広告旗及び立看板は 30 日以内
- ③表示面積：はり紙又ははり札は 0.5 m²以下、広告旗又は立看板は 2 m²以下
- ④掲示板の表示に供する部分の面積：2 m²以下

原則として「非営利広告物表示・設置届」（様式第 5 号）が必要ですが、次のア～ウのすべての要件に該当するものは届出の必要はありません。

ア はり紙、はり札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件のうち、表示面又は見やすい箇所に表示者の氏名等及び住所又は連絡先並びに表示の始期又は終期が明記してあるもの

イ 掲示板のうち、設置者の氏名又は名称が明記してあるもの

ウ 届出がなされた掲示板又は上記イに該当する掲示板に表示するはり紙

※市長が指定する区域（告示）

- ①第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域など
- ②重要文化財等に指定された建造物の周囲 50 メートル以内の地域など
- ③道路、鉄道等の区間及びその沿道、沿線地域で市長が指定する区域など
- ④官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地 など

3 許可を受けることなく、禁止物件に掲出できるもの

（条例第 12 条第 4 項、規則第 8 条第 14 項・別表第 10）

(1) 自家用広告物等

石垣、よう壁など、送電塔など、煙突、ガスタンク及び水道タンクなどに掲出するもので、次の①～⑤のすべての要件に該当するもの（禁止地域等においては、石垣、よう壁などへの掲出は不可）

- ①表示面積が 5 m²以下
- ②数量が一物件につき 1 枚（基、個）
- ③物件の外郭線から突出していない
- ④彩度の高い色（マンセル表色系の彩度 10 以上の色）の色数が 2 色以下
- ⑤彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合 1/2 以下（色数が 3 色以下の場合を除く）

(2) 管理用広告物等

禁止物件に掲出するすべての管理用広告物等

※許可手続きが不要となるものは、P18（2）の「適用除外基準」に適合するもののみとなります。

許可が必要な適用除外広告物等

1 許可を受けることにより、禁止地域等に掲出できるもの

(条例第 12 条第 3 項、規則第 8 条第 10 項～第 13 項)

(1) 自家用広告物等	1 事業所等につき、表示面積の合計が 5 m ² 又は 3 枚 (基、個) を超える自家用広告物等のうち、「適用除外基準」に適合するもの
(2) 道標・案内図板等	道標、案内図板その他公共的目的をもって掲出するもののうち「適用除外基準」に適合するもの
(3) 案内誘導広告物	公衆の利便に供することを目的とする広告物等で特定の施設等への案内を目的として掲出するもののうち「適用除外基準」に適合するもの
(4) 自動車に表示するもの	自動車の車体に表示するもの
(5) 指定道路等の区間から視認できないもの	禁止地域等に指定する道路や鉄道等の区間から視認できないもの

※いずれの広告物等も許可を受ける際に「許可基準」に適合させる必要があります。

2 適用除外基準

(1) 自家用広告物等 (規則別表第 7)

区 分	第 1 種禁止地域等	第 2 種禁止地域等	第 3 種禁止地域等
1 事業所当たりの表示面積の合計	10 m ² 以下 (自己の氏名、店名等以外の表示部分の面積の合計は 5 m ² 以下) (専用駐車場表示広告物等については、合計 5 m ² 以内に限り、表示面積に算入しないことができる)	20 m ² 以下 (自己の氏名、店名等以外の表示部分の面積の合計は 10 m ² 以下) (専用駐車場表示広告物等については、合計 10 m ² 以内に限り、表示面積に算入しないことができる)	30 m ² 以下 (自己の氏名、店名等以外の表示部分の面積の合計は 15 m ² 以下) (専用駐車場表示広告物等については、合計 15 m ² 以内に限り、表示面積に算入しないことができる)
数 量	3 枚 (基、個) 以下 (専用駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる)	4 枚 (基、個) 以下 (専用駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる)	5 枚 (基、個) 以下 (専用駐車場表示広告物等については、基数に算入しないことができる)
敷地内建植広告物等の上端の地上からの高さ	5 m 以下	7 m 以下	10 m 以下
掲出場所	屋上への掲出禁止	屋上への掲出禁止 (第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域等において、屋上構造物 (階段室、昇降機塔、物見塔など) の壁面に掲出する場合を除く)	—
色 彩	①彩度の高い色 (マンセル表色系の彩度 10 以上の色) の色数は 2 色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合 1/2 以下 (色数が 3 色以下の場合を除く)		

その他の表示方法	①突出し広告物等の掲出禁止 ② LED サイン等の使用禁止 ③光源の点滅の禁止	① LED サイン等の使用禁止 ②光源の点滅の禁止	① LED サイン等の使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止 (高速自動車道等沿道の指定区域内の 屋上広告物は光源の点滅の禁止)
	専用駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合を 1/4 以下とすること		

※許可申請の際は上記の「適用除外基準」に加え、「許可基準」に適合させる必要があります。

※「専用駐車場表示広告物等」については P16 参照

(2) 道標・案内図板等 (規則別表第8)

区 分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
1方向の表示面の面積 (広告塔にあつては、それ ぞれ接する2方向の表示 面の面積の合計)	①道標 1㎡以下 ②案内図板 3㎡以下 ③説明板 2㎡以下 ④その他 3㎡以下	許可地域等の許可基準による	
建植の場合の広告物等の 上端の地上からの高さ	3m 以下	許可地域等の許可基準による	
掲出場所	屋上への掲出禁止		
色 彩 (案内図板以外のもの)	①彩度の高い色 (マンセル表色系の彩度 10 以上の色) の色数は 2 色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合 1/2 以下 (色数が 2 色以下の場合を除く)		
その他の表示方法	○寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合 1/5 以下 ○ LED サイン等の使用・光源の点滅の禁止		

※許可申請の際は上記の「適用除外基準」に加え、「許可基準」に適合させる必要があります。

(3) 案内誘導広告物 (規則別表第9)

区 分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
包括的基準	①施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に限る ②位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を周囲の景観と調和したものとすること	—	
誘導距離	案内誘導しようとする施設等から 10km 以下		
掲出場所	屋上への掲出禁止		
色 彩	①彩度の高い色 (マンセル表色系の彩度 10 以上の色) の色数は 2 色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合 1/2 以下 (色数が 2 色以下の場合を除く)		
その他の表示方法	○名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること ○方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合 1/4 以上 ○ LED サイン等の使用・光源の点滅の禁止		

※許可申請の際は上記の「適用除外基準」に加え、「許可基準」に適合させる必要があります。

(4) 自動車に表示するもの、(5) 指定道路等から視認できないもの

※「許可基準」に適合させる必要があります。(指定道路等による禁止地域等に掲出する広告物等のみ対象)

許可申請手続き

1 新規許可手続きについて（条例第7条）

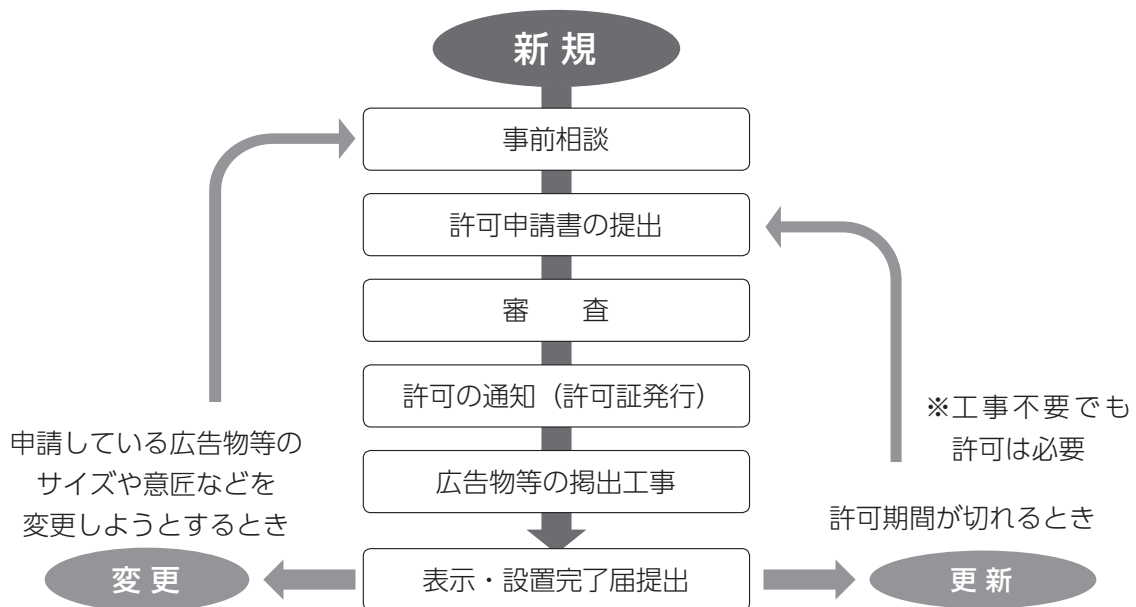
広告物等を掲出する場合には、一部の適用除外広告物等を除き、あらかじめ明石市長の許可（電車の車体に表示する広告物に関しては兵庫県の許可）が必要です。

なお、広告物等を掲出する場合には、掲出の可否、許可申請の要否、許可基準及び許可手続き等について、あらかじめ屋外広告物担当課とよくご相談ください。

2 変更許可及び許可更新手続きについて（条例第16条、規則第2条）

許可を受けた広告物等の内容に変更を加えるなどしようとするときは、あらかじめ変更の許可が必要です。

また、許可期間満了後も引き続き掲出する場合には、期間満了の30日前（許可期間が30日以下のものにあつては10日前）までに許可期間の更新申請手続きを行ってください。



3 その他の手続きについて

新規に広告物等を設置する場合は以下の手続きの要否について注意してください

- ・高さが4mを超える広告物等⇒建築基準法による工作物確認申請
- ・道路敷地や道路上空に掲出する場合⇒道路法による道路占用及び道路交通法による道路使用許可

4 許可期間など（条例第15条）

(1) 許可期間（規則第10条・別表第11）

広告物の区分	期間
看板、広告板、広告塔、アーチ利用広告物、垣・塀利用広告物その他これらに類するもの	2年以内
電柱・街灯利用広告物、標識利用広告物、アーケード利用広告物、宣伝車、テント利用広告物、車体利用広告物その他これらに類するもの	1年以内
広告幕、アドバルーン、広告旗、立看板、はり札、はり紙その他これらに類するもの	30日以内

(2) 許可の条件

市長が許可をする場合に、良好な景観の形成、風致の維持、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することがあります。なお、更新及び変更許可時も同様です。

5 許可申請に必要な書類（規則第2条）

提出書類		新規・変更	更新
①	屋外広告物許可等申請書（様式第1号・別紙含む）※（正副2通）	●	●
②	付近見取図（表示設置場所及び付近の状況を明らかにしたもの）	●	●
③	掲出場所のカラー写真（3か月以内に撮影したもの）	●	●
④	屋外広告物点検結果報告書（様式第2号）※ （点検者に資格が必要な場合） 点検者が資格要件に該当するものであることを証する書面の写し	○	●
⑤	広告物等の形状、材料及び構造に関する仕様書、構造図	●	—
⑥	広告物の模写図（色彩、意匠、表示面積を明らかにしたもの）	●	—
⑦	（建築物を利用する場合） 建築物との位置関係、既存広告物等の位置関係も含めた壁面等の状況を明らかにした図面及び既存広告物等の模写図、カラー写真	○	—
⑧	（道路、鉄道等の区間に接続する地域のうち、自己の敷地外に掲出する場合） 道路、鉄道等までの距離、他の広告物等までの距離及び交通信号機、踏切までの距離を明らかにした図面	○	—
⑨	（道路の区間に接続する地域のうち、突出広告物等掲出する場合） 交通信号機までの距離を明らかにした図面	○	—
⑩	（禁止地域等以外の住居地域等に自家用広告物等以外の広告物等掲出する場合） 敷地内での既存の自家用広告物等以外の広告物等の位置図、模写図、カラー写真	○	—
⑪	（自己以外の者が所有し、又は管理する土地又は物件に掲出する場合） 許可書又は承諾書の写し	○	○
⑫	（広告主が申請手続を他人に委任する場合）委任状	○	○
⑬	その他審査において必要と認める図書	○	○
⑭	（広告物等管理者を設置したとき） 広告物等管理者設置届（様式第8号） （広告物等管理者に資格が必要な場合） 広告物等管理者が資格要件に該当するものであることを証する書面の写し	○	—
⑮	（広告物等表示・設置者または広告物等管理者を変更したとき） 屋外広告物表示・設置者（広告物等管理者）変更届（様式第9号） （広告物等管理者に資格が必要な場合） 広告物等管理者が資格要件に該当するものであることを証する書面の写し	—	○

※様式は市ホームページからダウンロードできます。

●：提出必須

○：該当する場合に提出

6 許可申請手数料（明石市建設関係手数料徴収条例）

許可申請には下表の手数料が必要です。詳しい算定方法については屋外広告物担当課にお問い合わせください。

広告物の区分	単 位		金 額
看板、広告板、広告塔	1枚又は1基につき	5㎡未満	1,000円
		5㎡以上 10㎡未満	2,000円
		10㎡以上 15㎡以下	3,000円
		15㎡超 20㎡以下	4,000円
		以降5㎡又はその端数ごとに 1,000円を加算した額	
アーチによるもの	1基につき		4,000円
宣伝車	1台につき		2,000円
アドバルーン	1個につき		800円
電柱・街灯利用広告物、標識利用広告物	1個につき		300円
車体利用広告物	1個につき	3㎡以下のもの	300円 ※車1台につき合計金額が、 2,000円を超える場合は、 2,000円
	車1台につき	3㎡超のもの	2,000円
広告幕、立看板、広告旗、その他の広告物	1個（枚、基）につき		300円
はり紙・はり札	100枚につき		300円

7 違反広告物等に対する措置

(1) 許可の取消し、措置命令等（条例第24条、第25条）

条例の規定内容や許可に付した条件に違反した広告物等については、当該広告物等の掲出者や管理者に対して、掲出の停止や除却などの必要な措置を市長が命令することができます。

また、市長は措置命令の違反などに対し、許可を取り消すことができます。

(2) 罰則（第55～57条、第60条）

市長はこの条例に違反した場合には罰金（最大50万円）または過料を科すことができます。

広告物等の維持管理と安全点検について

1 広告物等の管理義務（条例第20条）

●公衆への危害防止のために

老朽化した広告物等が落下、倒壊等すると、近隣の住民や通行人に重大な危害を与えるおそれがあります。

このような事故を発生させないために、広告物等の掲出後は、掲出者や管理者が定期的に安全点検を行い、その結果に応じて、修繕や付替え、また、不要になったものは撤去を速やかに行うなど、適切に維持管理をすることで常に良好な状態に保持する必要があります。

●良好な景観の形成及び風致の維持のために

広告物等の破損や老朽化などにより見苦しくなると、景観を害するだけでなく広告物等の掲出そのものが悪い印象を与えることがあります。広告物等の管理を適切に行い、良好な状態を維持しましょう。

2 広告物等管理者の設置について（条例第19条、規則第14条）

広告物等の適切な維持管理を行うため、掲出者が市内に住所、事業所又は営業所を有しない場合は、市内又は本市に隣接する市等に住所を有する者のうちから管理者を設置するよう努めてください。

●広告物等管理者に資格が必要な広告物等

上端の地上からの高さが4mを超える広告物等（許可の期間が1年を超えないもの及び広告物を掲出することを専らの用途としない物件に塗料又はシートその他これに類するもので表示する者は除く。）にかかる管理者は、屋外広告士など一定の資格を有する者としてください。

<対象となる資格保有者>

①屋外広告士

②本市、他の都道府県、指定都市又は中核市で開催する講習会の修了者

③広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者

④市長が①、②又は③と同等以上の知識を有すると認定した者（サインボード・クリエイター）

⑤建築士

⑥電気工事士、特殊電気工事士資格者認定証の交付を受けている者

⑦第1種、第2種、第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

⑧屋外広告業の事業者団体が公益を目的とする事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

※広告物等管理者を設置したときは「広告物等管理者設置届(様式第8号)」、変更したときは「屋外広告物表示・設置者（広告物等管理者）変更届(様式第9号)」を設置または変更後30日以内に提出してください。

また、資格保有者である広告物等管理者については、広告物等管理者が資格要件に該当するものであることを証する書面の写しをあわせて提出してください。

※対象となる広告物のうち、表示面の高さが4m以下のものについては2028年3月31日までの経過措置期間を設けています。

3 許可更新時における安全点検の実施について（条例第21条）

広告物等の掲出にかかる許可更新時に安全点検を実施し、その点検結果にかかる報告書を提出してください。

なお、上端の地上からの高さが4mを超える広告物等は、上記資格保有者が点検してください。

このとき、「点検者が資格要件に該当するものであることを証する書面の写し」をあわせて提出してください。

※対象となる広告物のうち、表示面の高さ4m以下のものについては2028年3月31日までの経過措置期間を設けています。

4 除去の義務（条例第22条）

許可期間や掲出期間が満了したもの、または、許可が取り消された広告物等については、掲出者が責任をもって除却してください。また、落下や倒壊のおそれがある場合は、速やかに除却等の措置をお願いします。

除却したときは除却したことのわかるカラー写真を添えて「屋外広告物除却届（様式第10号）」を提出してください。

屋外広告業の登録

1 屋外広告業とは（屋外広告物法第2条、条例第2条）

広告主から広告物等の掲出に関する工事を請け負い、広告物等を公衆に掲出する（広告物の表示や広告物等の設置を行う）営業を「屋外広告業」といいます。（元請け、下請けを問いません）

ただし、広告物等の掲出に関する工事を請け負わない広告代理業や、広告物の印刷や室内装飾だけを行う場合はこれに該当しません。

2 屋外広告業の登録（条例第36条、規則第20条）

明石市内で屋外広告業を営むためには、事前に氏名や営業所の所在地等について市長の登録を受ける必要があります。登録を受けようとする場合は、「屋外広告業登録申請書」（様式第12号）に必要な書類を添えて、屋外広告物担当課に提出してください。登録をしたときは登録申請者に「屋外広告業者登録証」を交付します。

登録の有効期間は5年となり、登録の有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合には、有効期間満了の30日前までに登録の更新申請手続きを行ってください。

3 屋外広告業の登録事項（条例第38条、規則第22条）

屋外広告業者は屋外広告業登録申請を行うことにより次の事項について登録を受けることとなります。

- ①商号、氏名又は名称及び住所、法人の場合その代表者の氏名
- ②営業所の名称及び所在地
- ③申請者が法人の場合、その役員の氏名（監査役は除く）
- ④申請者が未成年者の場合、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合はその名称及び所在地並びにその代表者及び役員の氏名）
- ⑤営業所ごとに置かれる業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

4 業務主任者の資格（条例第44条、規則第28条）

屋外広告業者は営業所ごとに次の①～④のいずれかの資格要件を満たす業務主任者を設置しなければなりません。

- ①屋外広告士
- ②本市、他の都道府県、指定都市又は中核市で開催する講習会の修了者
- ③広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者
- ④市長が①、②又は③と同等以上の知識を有すると認定した者（サインボード・クリエイター）

5 登録申請に必要な書類（規則第21条）

- ①屋外広告業登録申請書（様式第12号）
- ②（申請者が個人である場合、未成年者である場合は法定代理人を含む）
申請者の誓約書（様式第13号）、住民票の抄本又はこれに代わる書面、申請者略歴書（様式第14号）
- ③（申請者が法人である場合及び上記法定代理人が法人である場合）
登記事項証明書、その代表者の誓約書、その役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面、申請者略歴書（様式第14号）
- ④業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面、業務主任者略歴書（様式第15号）
- ⑤業務主任者が資格要件を満たしていることを証する書面

6 屋外広告業登録手数料 (明石市建設関係手数料徴収条例)

新規登録又は更新登録の申請の際は審査料として、10,000 円の手数料が必要です。

7 屋外広告業者登録事項の証明 (規則第 24 条) (明石市建設関係手数料徴収条例)

屋外広告業者登録簿に登録された事項の証明が必要なときは「屋外広告業者登録事項証明書交付申請書」(様式第 17 号)の提出をもって、屋外広告業者登録事項証明書の交付申請ができます。(手数料 400 円)

8 屋外広告業登録事項変更の届出 (条例第 40 条、規則第 25 条)

登録事項に変更が生じたときは、変更が生じた日から 30 日以内に「屋外広告業登録事項変更届」(様式第 19 号)を提出しなければなりません。(変更に応じ必要な書面の添付が必要です。)

9 屋外広告業者登録簿の閲覧 (条例第 41 条)

登録簿は、屋外広告物担当課で閲覧することができます。

10 屋外広告業廃業等の届出 (条例第 42 条、規則第 27 条)

以下の事項のいずれかに至った場合は、その区分に従い定める者が 30 日以内に「屋外広告業廃業等届」(様式第 20 号)を提出しなければなりません。

- | | |
|---------------------------------|------------|
| ①死亡した場合 | 相続人 |
| ②法人が合併により消滅した場合 | 代表役員 |
| ③法人が破産手続開始の決定により解散した場合 | 破産管財人 |
| ④法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 | 清算人 |
| ⑤市の区域内における屋外広告業を廃止した場合 | その個人又は代表役員 |

11 屋外広告業者登録証を受けたとき**(1) 標識の掲示** (条例第 45 条)

屋外広告業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、氏名又は名称、登録番号などを記載した標識(「明石市屋外広告業者登録票」様式第 21 号)を掲示する必要があります。

(2) 帳簿の備付 (条例第 46 条)

屋外広告業者は、事業所ごとに、帳簿を備え、その営業に関する事項を記載し、保管する必要があります。

12 違反業者に対する措置

屋外広告業を営む場合には、屋外広告物法、屋外広告物条例及び施行規則その他の諸法令を遵守しなければなりません。違反などがあった場合は、次の措置が適用される場合があります。

(1) 登録の取消し・営業の停止命令 (条例第 47 条)

不正の手段により屋外広告業の登録を受けたときなど、条例の規定内容に違反した屋外広告業者に対し、市長は登録を取り消し、又は 6 か月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命令することができます。

(2) 罰則 (第 55 ~ 57 条、第 60 条)

市長は登録を受けずに屋外広告業を営んだ者や不正の手段により登録を受けた者に対し、50 万円以下の罰金を科すなど、条例の規定に違反した場合は、罰金や過料を科すことができます。

屋外広告業の特例届出

1 屋外広告業の特例届出 (条例第 48 条第 1 項・第 2 項、規則第 31 条)

兵庫県で屋外広告業の登録を受けている者で、市内で屋外広告業を営もうとする者は、市長に登録に代わる届出を提出する必要があります。届出を行うことにより、明石市で屋外広告業の登録を受けた屋外広告業者とみなされます。なお、手数料は不要です。

2 業務主任者の資格 (条例第 48 条第 4 項、規則第 28 条)

屋外広告業者は営業所ごとに次の①～④のいずれかの資格要件を満たす業務主任者を設置しなければなりません。

- ①屋外広告士
- ②本市、他の都道府県、指定都市又は中核市で開催する講習会の修了者
- ③広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者
- ④市長が①、②又は③と同等以上の知識を有すると認定した者 (サインボード・クリエイター)

3 特例届出に必要な書類 (条例第 48 条第 2 項、規則第 31 条)

- ①特例屋外広告業届出書 (様式第 22 号)
- ②兵庫県の登録を受けていることを証する書面
- ③業務主任者が資格要件を満たしていることを証する書面
- ④その他市長が必要と認める書面

4 特例屋外広告業届出事項変更の届出 (条例第 48 条第 3 項、規則第 31 条)

次の①～⑤のいずれかの事項に変更が生じたときは、変更が生じた日から 30 日以内に「特例屋外広告業届出事項変更届」(様式第 23 号)を提出しなければなりません。(変更に応じ必要な書面の添付が必要です。)

- ①商号、氏名又は名称及び住所、法人の場合その代表者の氏名
- ②営業所の名称及び所在地
- ③申請者が法人の場合、その役員の氏名 (監査役は除く)
- ④申請者が未成年者の場合、その法定代理人の氏名及び住所 (法定代理人が法人の場合は名称及び所在地並びにその代表者及び役員の氏名)
- ⑤営業所ごとに置かれる業務主任者の氏名及び所属営業所の名称

5 特例屋外広告業廃業等の届出 (条例第 48 条第 4 項、規則第 31 条)

次の①～⑤のいずれかに至った場合は、その区分にしたがい定める者が 30 日以内に「特例屋外広告業廃業等届」(様式第 24 号)を提出しなければなりません。

- | | |
|---------------------------------|------------|
| ①死亡した場合 | 相続人 |
| ②法人が合併により消滅した場合 | 代表役員 |
| ③法人が破産手続開始の決定により解散した場合 | 破産管財人 |
| ④法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 | 清算人 |
| ⑤市の区域内における屋外広告業を廃止した場合 | その個人又は代表役員 |

6 特例届出を提出したとき (条例第 48 条第 4 項、規則第 31 条)

(1) 標識の掲示

屋外広告業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、氏名又は名称、登録番号などを記載した標識 (「明石市特例屋外広告業者届出済票」様式第 25 号)を掲示する必要があります。

(2) 帳簿の備付

屋外広告業者は、事業所ごとに、帳簿を備え、その営業に関する事項を記載し、保管する必要があります。

7 違反業者に対する措置

屋外広告業を営む場合には、屋外広告物法、屋外広告物条例及び施行規則その他の諸法令を遵守しなければなりません。違反などがあった場合は、次の措置が適用される場合があります。

(1) 営業の停止命令（条例第 48 条第 6 項）

屋外広告業者の登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過していない場合など、市長が 6 か月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命令することもあります。

(2) 過料（条例第 60 条）

市長は、特例の届出をせずに市の区域内で屋外広告業を営み、又は虚偽の届出をした屋外広告業者に対し、過料を科すことができます。

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 広告物等の規制(第7条—第32条)
- 第3章 広告景観モデル地区(第33条—第35条)
- 第4章 屋外広告業の登録等(第36条—第51条)
- 第5章 雑則(第52条—第54条)
- 第6章 罰則(第55条—第60条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下「広告物」という。)及び広告物を掲出する物件(以下これを「広告物等」という。)並びに屋外広告業についての必要な規制並びにまちの顔となる場所、まちを印象づける場所など地域の特性を生かしたまちなみを形成するために必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 広告物等を表示し、又は設置することを決定し、自ら又は屋外広告業者等(屋外広告業者(第36条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。))及び県知事登録屋外広告業者(第48条第2項の規定による届出をして、市の区域内で屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)その他の者に委託し、若しくは依頼する方法により当該広告物等を表示し、又は設置する者をいう。
- (2) 広告物等管理者 自ら表示し、若しくは設置した広告物等を管理する者又は委託若しくは依頼を受けて広告物等を管理する者をいう。
- (3) 施設管理者 広告物等が表示され、又は設置された土地、建築物等を所有する者又は管理する者(自ら広告物等を表示し、若しくは設置し、又は自らがこれらを管理する者を除く。)をいう。
- (4) 屋外広告業 法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。
- (5) 自家用広告物等 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の居宅又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。
- (6) 管理用広告物等 自己の所有し、又は管理する土地又は物件の管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、施設管理者、警察その他関係団体の協力を得て、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止に関し、市民、屋外広告業者等、広告主及び広告物等管理者の意識の啓発、これらの者の自主的な活動の支援その他の必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

(広告主等の責務)

第4条 広告主、広告物等管理者、施設管理者及び屋外広告業者等は、法、この条例及びこの条例に基づく規則を遵守し、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止に配慮するとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(広告物等のあり方)

第6条 広告物等は、良好な景観又は風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第2章 広告物等の規制

(許可)

第7条 市の区域内において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第8条 市長は、広告物等がこの条例の規定に適合し、かつ、規則で定める許可の基準に該当する場合に限り、前条の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、広告物等の表示又は設置が地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、前条の許可をすることができる。

(特別規制地区)

第9条 市長は、地域の自然、歴史、文化その他の特性を生かした良好な景観を形成するため、その地域における広告物等の表示又は設置について特に規制を行う必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該地域を特別規制地区として指定することができる。特別規制地区の指定を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定により特別規制地区を指定したときは、これを告示するものとする。特別規制地区の指定を変更したときも、同様とする。

3 市長は、第1項の規定により特別規制地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特別規制地区の状況に応じた許可の基準を、規則で定めるところによる。

4 特別規制地区における広告物等に係る前条第1項の規定の適用については、同項中「基準」とあるのは、「基準及び次条第3項に規定する許可の基準」とする。

(禁止地域等)

第10条 次に掲げる区域、地域又は場所(以下「禁止地域等」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区(これらの地域のうち市長が指定する区域を除く。)
- (2) 景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物の敷地(市長が指定する区域を除く。)
- (3) 明石市都市景観条例(平成4年条例第1号)第7条第1項の規定により指定された都市景観形成重要建築物の敷地(市長が指定する区域を除く。)
- (4) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項若しくは第2項又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲であって規則で定める範囲内にある地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (5) 兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)第4条第1項又は第27条第1項の規定により指定された建造物の周囲であって規則で定める範囲内にある地域及び同条例第31条第1項の規定により指定された地域
- (6) 明石市文化財保護条例(昭和41年条例第30号)第3条第1項の規定により指定された建造物の周囲であって規則で定める範囲内にある地域及び指定された地域
- (7) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するために同項の規定により保安林として指定された森林のある地域(市長が指定する区域を除く。)
- (8) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園の区域(これらの区域のうち市長が指定する区域を除く。)
- (9) 兵庫県立自然公園条例(昭和38年兵庫県条例第80号)第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域(市長が指定する区域を除く。)
- (10) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域(これらの地域のうち市長が指定する区域を除く。)
- (11) 環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第89条第1項の規定により指定された兵庫県自然環境保全地域及び同条例第95条第1項の規定により指定された環境緑地保全地域(これらの地域のうち市長が指定する区域を除く。)
- (12) 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例(平成11年条例第22号)第29条第1項の規定により指定された保護地区又は保護樹林のある地域(これらの地域のうち市長が指定する区域を除く。)
- (13) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域
- (14) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他の公園、緑地等の公共空地で市長が指定する区域
- (15) 道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらに接続する地域で、市長が指定する区域
- (16) 河川、池沼、海浜及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (17) 港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (18) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育

館及び公衆便所の敷地

- (19) 古墳及び墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺及び教会の境域
 - (20) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する地域又は場所
- 2 市長は、前項第1号から第3号まで、第7号から第12号まで及び第14号から第17号までに規定する区域又は同項第20号に規定する地域若しくは場所を指定したときは、これを告示するものとする。これらの区域、地域又は場所を変更したときも、同様とする。

(禁止物件)

第11条 次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋梁、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣、よう壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上の柵並びに駒止め、里程標その他これらに類するもの
- (5) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- (6) 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- (7) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (8) 郵便ポスト、公衆電話ボックス及び路上受変電設備
- (9) 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- (10) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (12) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木（市長が指定するものを除く。）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件

2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他これらに類するものを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 電柱、街灯その他これらに類するもの（前項第6号に掲げるものを除く。）
 - (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱
- 3 道路の路面には、広告物等を表示してはならない。
- 4 前条第2項の規定は、第1項第6号、第12号又は第13号の規定により区域又は物件を指定し、又は変更した場合について準用する。

(適用除外)

第12条 次に掲げる広告物等については、第7条、第10条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (2) 国又は地方公共団体及び市長が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で、規則で定めるもの
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件
- (4) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる広告物等については、第7条及び第10条の規定は、適用しない。

- (1) 自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 管理用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (4) 講演会、展覧会、音楽会その他の催物を開催するため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- (5) 電車又は自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (6) 人、動物、車両（電車又は自動車を除く。）、船舶又は航空機に表示される広告物
- (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に当該地方公共団体の定める規程に従って表示する広告物
- (8) 禁止地域等のうち市長が指定する区域及び禁止地域等以外の地域（特別規制地区を除く。）において、営利を目的としない活動のために表示するはり紙、はり札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件で、規則で定めるもの

3 次に掲げる広告物等については、第10条の規定は、適用しない。

- (1) 自家用広告物等（前項第1号に掲げるものを除く。）で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 禁止地域等のうち市長が指定する区域において、公衆の利便に供することを目的として表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

(4) 自動車に表示する広告物（前項第5号に掲げるものを除く。）で、規則で定める基準に適合するもの

(5) 第10条第1項第15号に掲げる区域に表示し、又は設置する広告物等であって同号に規定する区間から視認できないもの

4 次に掲げる広告物等については、前条の規定は、適用しない。

- (1) 前条第1項第2号、第9号及び第10号に掲げる物件に表示し、又は設置する自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 禁止物件に表示し、又は設置する管理用広告物等

5 第10条第2項の規定は、第2項第8号又は第3項第3号の規定により区域を指定し、又は変更した場合について準用する。

(経過措置)

第13条 一の区域、地域若しくは場所が禁止地域等となり、又は物件が禁止物件になった際、当該区域、地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該区域、地域若しくは場所が禁止地域等となり、又は当該物件が禁止物件になった日（以下「基準日」という。）から1年間（この条例の規定による許可（第7条又は第16条第1項若しくは第2項の許可をいう。以下同じ。）を受けていた広告物等で基準日における当該許可の残存期間が1年を超えるもの及び規則で定める堅固な広告物等にあっては、規則で定める期間）は、これを表示し、又は設置することができる。

(禁止広告物等)

第14条 次に掲げる広告物等については、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したものの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるものの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものの
- (5) 道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの

(許可の期間及び条件)

第15条 市長は、第7条の許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、2年を超えることができない。

(変更及び更新の許可)

第16条 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等の内容に変更を加え、又は当該許可に係る広告物等を改造し、若しくは移転しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第7条の許可（前項の許可を含む。）を受けた者は、当該許可の期間満了後も継続して広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定める期日までに市長に当該許可の更新の申請をし、その許可を受けなければならない。

3 第8条第1項（第9条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）、第8条第2項及び前条の規定は、前2項の許可について準用する。（許可の表示）

第17条 この条例の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る広告物等（以下「許可広告物等」という。）に許可を受けた旨の表示をしなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

(完了の届出)

第18条 この条例の規定による許可を受けた者は、許可広告物等の表示又は設置が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(広告物等管理者の設置)

第19条 許可広告物等を表示し、又は設置する者は、当該許可広告物等を常に良好な状態に保持することができる者として広告物等管理者を置かなければならない。

2 許可広告物等を表示し、又は設置する者が市内に住所、事業所又は営業所を有しない場合においては、当該許可広告物等を表示し、又は設置する者は、当該許可広告物等に係る広告物等管理者を市内又は本市に隣接する市等に住所を有する者とするよう努めなければならない。

3 規則で定める許可広告物等に係る広告物等管理者は、規則で定める資格を有する者としなければならない。

(管理義務)

第20条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者

は、当該広告物等に関して補修その他必要な管理を怠らないようにし、当該広告物等を良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第21条 許可広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、第16条第2項の更新の許可の申請を行う場合には、当該許可広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検し、その結果を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による点検は、第19条第3項に規定する許可広告物等については、同項に規定する資格を有する者が行わなければならない。

(除却義務)

第22条 許可広告物等を表示し、又は設置している者は、許可の期間が満了したとき、又は第24条の規定により許可が取り消されたときは、当該許可の期間が満了した日又は当該許可が取り消された日から10日以内に、当該許可広告物等を除却しなければならない。第13条に規定する広告物等について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 広告物等を表示し、又は設置している者は、広告物等の表示又は設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

(管理者等の届出)

第23条 許可広告物等を表示し、又は設置する者は、第19条第1項の規定により広告物等管理者を置いたときは、当該広告物等管理者を置いた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 許可広告物等を表示し、又は設置する者は、当該許可広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者に変更があったときは、当該変更の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 許可広告物等を表示し、又は設置する者は、当該許可広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 許可広告物等を表示し、又は設置する者は、当該許可広告物等を除却したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第24条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第15条第1項(第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第16条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(措置命令)

第25条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告物等については、当該広告物等を表示し、若しくは設置した者又は広告物等管理者(以下これを「違反者」という。)に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、違反者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、違反者に係る広告物を掲出する物件を除却する場合においては、期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第26条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除却した日時
- (3) 保管した広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第27条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第7条第4項の規定により除却した広告物については、2日間)、公衆の見やすい場所に掲示すること。

(2) 特に貴重と認められる広告物等について、前号に規定する公示の期間が満了してもなお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、同号の規定により掲示した事項の要旨を市広報紙に掲載すること。

(広告物等の価額の評価の方法)

第28条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第29条 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等を同条第3項の規定により売却する場合は、規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第30条 法第8条第3項各号に定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外のもの 14日

(広告物等を返還する場合の手続)

第31条 市長は、保管した広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者がその広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(処分、手続等の効力の承継)

第32条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者について変更があった場合においては、この条例の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第3章 広告景観モデル地区

(広告景観モデル地区の指定)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち広告物等と地域環境との調和を図ることが特に必要であると認める区域を、規則で定めるところにより、広告景観モデル地区として指定することができる。広告景観モデル地区の指定を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 主要な道路に沿った地域
- (2) 河川、森林及びこれらの付近の地域
- (3) 駅前、街路沿い及び官公署の周辺等で、その地域を代表し、又はその地域の特徴を表している区域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を図ることが特に必要であると認められる地域

2 市長は、前項の規定により広告景観モデル地区を指定したときは、これを告示するものとする。広告景観モデル地区の指定を変更したときも、同様とする。

(広告景観モデル地区基本方針等)

第34条 市長は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、当該広告景観モデル地区における広告物等と地域環境との調和に関する基本方針(以下「広告景観モデル地区基本方針」という。)及び広告物等の表示又は設置の方法に関する指導基準(以下「広告景観形成基準」という。)を策定するものとする。広告景観モデル地区基本方針又は広告景観形成基準を変更しようとするときも、同様とする。

2 広告景観モデル地区基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域の特性に応じた広告物等と地域環境との調和に関する基本構想
- (2) 広告物等と地域環境との調和を図るための広告物等の表示又は設置の方法に関する基本的事項
- (3) 広告景観形成基準には、広告景観モデル地区基本方針に基づき、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について指導する基準を定めるものとする。
- (4) 市長は、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準の案を作成しようとするときは、規則で定める団体の意見を聴くものとする。
- (5) 前条第2項の規定は、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準の策定又は変更について準用する。

(広告景観形成基準の遵守等)

第 35 条 広告景観モデル地区において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該広告物等が当該広告景観モデル地区に係る広告景観形成基準に適合するように努めなければならない。

2 市長は、広告景観モデル地区における広告物等が当該広告景観モデル地区に係る広告景観形成基準に適合せず、当該広告景観モデル地区の地域環境と調和しないと認めるときは、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者に対し、必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

第4章 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第 36 条 市の区域内において、屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録について次条第1項の規定による申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後も当該処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、第3項の更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第 37 条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る申請書には、登録申請者が第39条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第 38 条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、規則で定める事項並びに登録の年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第 39 条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第37条第1項の規定による申請に係る申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき、若しくは当該添付書類に不備があるときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第47条の規定により登録を取り消された日から2年を経過しない者

(2) 法人である屋外広告業者が第47条の規定により登録を取り消された日前30日以内に当該屋外広告業者の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しない者

(3) 第47条の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 法人であってその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(6) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(7) 営業所ごとに第44条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

(登録事項の変更の届出)

第 40 条 屋外広告業者は、第38条第1項の規定により屋外広告業者登録簿に登録された事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を市長に届けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第37条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第 41 条 市長は、規則で定めるところにより、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第 42 条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、当該各号に掲げる事実が発生した日(第1号の場合にあつては、その事実を知った日)から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届けなければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第 43 条 市長は、屋外広告業者の登録について第36条第2項の有効期間が満了し、若しくは屋外広告業者の登録が前条第2項の規定によりその効力を失ったとき、又は第47条の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(業務主任者の設置)

第 44 条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イに規定する試験(これに類する試験として規則で定めるものを含む。)に合格した者

(2) 都道府県、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)又は中核市(同法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)の行う講習会の課程を修了した者

(3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許(規則で定める免許に限る。)を受けた者、同法第44条第1項に規定する技能検定(規則で定める技能検定に限る。)に合格した者又は同法第15条の7第1項に規定する職業訓練(規則で定める職業訓練に限る。)を修了した者

(4) 市長が、規則で定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。

(1) 広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第46条に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第 45 条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 46 条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第 47 条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第36条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第39条第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第40条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(兵庫県知事の登録を受けた者に関する特例)

第 48 条 第36条の規定は、屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号。以下「県条例」という。)第26条第1項の登録を受けている者(以下「県知事登録業者」という。)については、適用しない。

2 県知事登録業者は、市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届けなければならない。

3 前項の規定による届出を行った県知事登録業者は、その届出に係る事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を市長に届けなければならない。

- 4 県知事登録屋外広告業者については、屋外広告業者とみなして第42条第1項、第44条から第46条まで、第50条及び第53条の規定を適用する。
- 5 屋外広告業者が県条例第26条第1項の登録を受けたときは、その者に係る第36条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。
- 6 市長は、県知事登録屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期間を定めて市の区域内において行う営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (1) 前条の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - (2) 法人である屋外広告業者が前条の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - (3) 前条の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (5) 法人であってその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - (6) 屋外広告業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者
 - (8) 第3項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者

(屋外広告業者等監督処分簿への登載等)

第49条 市長は、第47条又は前条第6項の規定による処分をしたときは、屋外広告業者等監督処分簿に、当該処分を行った年月日、当該処分の内容その他規則で定める事項を登載するものとする。

2 市長は、規則で定めるところにより、屋外広告業者等監督処分簿を一般の閲覧に供するものとする。

(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)

第50条 市長は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(講習会)

第51条 市長は、規則で定めるところにより、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を開催するものとする。

2 前項に定めるほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(審議会の意見聴取)

第52条 市長は、第8条第2項の規定により許可をしようとする場合、第9条第1項若しくは第33条第1項の規定により特別規制地区若しくは広告景観モデル地区を指定し、若しくは変更しようとする場合、第9条第3項の規定により特別規制地区に係る許可の基準を定めようとする場合、第10条第1項第1号から第3号まで、第7号から第12号まで及び第14号から第17号まで、第11条第1項第6号並びに第12条第2項第8号及び第3項第3号に規定する区域、第10条第1項第20号に規定する地域若しくは場所若しくは第11条第1項第12号及び第13号に規定する物件を指定し、若しくはこれらを変更しようとする場合又は第34条第1項の規定により広告景観モデル地区基本方針若しくは広告景観形成基準を策定し、若しくは変更しようとする場合は、必要に応じて明石市都市景観条例第22条第1項に規定する明石市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

(報告徴収、立入検査)

第53条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者、広告物等管理者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入り、広告物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(規則への委任)

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第25条第1項、第47条又は第48条第6項の規定による命令に違反した者

(2) 第36条第1項又は第3項の登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

(3) 不正の手段により第36条第1項又は第3項の登録を受けた者

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の許可(第16条第2項の更新の許可を含む。)を受けずに広告物等を表示し、又は設置した者

(2) 第10条第1項又は第11条第1項から第3項までの規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者

(3) 第16条第1項の規定に違反して許可広告物等の内容に変更を加え、又は許可広告物等を改造し、若しくは移転した者

(4) 第22条第1項の規定に違反して許可広告物等を除却しなかった者

(5) 第40条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第57条 第53条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第58条 第19条第3項に規定する規則で定める許可広告物等について、同項に規定する広告物等管理者を置かずに表示し、又は設置した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第55条から前条までの違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第23条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第48条第2項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に県条例の規定によりなされた許可、命令その他の処分又は申請、届出その他の手続(県条例第26条第1項の登録及び県条例第26条の2第1項に規定する申請を除く。)は、この条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

3 この条例の施行の際、県条例第8条の規定により県条例第4条第1項又は第5条第1項の規定を適用しないとされていた広告物等については、施行日から県条例第4条第1項又は第5条第1項の規定を適用しないとされていた期間の末日までは、第10条第1項又は第11条第1項の規定は、適用しない。

4 この条例の施行の際、県条例の規定による許可を受けて、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等について、当該許可の期間が満了し、第16条第2項の更新の許可を受けようとするときは、施行日から1年間(規則で定める広告物等については、規則で定める期間。次項において「非適用期間」という。)は、第8条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び第19条第3項の規定は適用せず、県条例の相当規定の定めるところによる。

5 前項の規定の適用を受ける広告物等に係る第16条第2項の更新の許可の期間は、非適用期間内において定めるものとする。

6 この条例の施行の際現に県知事登録業者である者は、平成30年5月31日(同日前に県知事登録業者でなくなった者にあつては、県知事登録業者でなくなった日)までの間に限り、第48条第2項の規定による届出をしないで、市の区域内で屋外広告業を営むことができる。

(目的)

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

(広告物の表示等の制限)

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置(前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。)について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(違反に対する措置)

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。))又は立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。))であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

- 一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
- 二 管理されずに放置されていることが明らかとなるとき。

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

第八条 都道府県知事は、前条第二項又は第四項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- 一 前条第四項の規定により除却された広告物 二日以上で条例で定める期間
- 二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月以上で条例で定める期間
- 三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間以上で条例で定める期間
- 4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。
- 5 第三項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 6 前条第二項及び第四項並びに第一項から第三項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等(前条第二項に規定する措置を命ずべき者を含む。)に負担させることができる。
- 7 第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件(第三項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

(大都市等の特例)

第二十七条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

屋外広告物による事故を防ぐために

老朽化した屋外広告物の落下、倒壊等による事故が全国で相次いでいます。事故が発生した場合、近隣の住民や通行人に重大な危害を与えるおそれがあります。このような事故を未然に防ぐためには、屋外広告物の掲出者や管理者が、日頃から安全管理に努めることが重要です。

1 定期的な安全点検を行いましょ

屋外広告物の事故を防止するには、定期的に適切な点検を行い、異常の早期発見に努めましょ。屋外広告業者など専門業者による安全点検が有効です。

また、台風などによる強風や豪雨、強い日射しなどは、屋外広告物の事故を引き起こす要因となります。台風の到来などが予想されている場合は、風が強くなる前に安全性を確認し、落下等の事故を防ぐための措置を行っておきましょ。また、台風が通過した後などは、損傷の発生の有無を確認し、損傷を受けた部分は早急に補修などの対応を行ってください。

2 必要な修繕、撤去は速やかに行いましょ

安全点検の結果、屋外広告物の修繕や付け替えが必要となることがあります。早期に対応すれば簡単な措置で済むものも、放っておくと大規模な修繕等が必要になることもあります。安全点検により異常が発見された場合は、速やかに屋外広告業者などの専門業者に相談し、修繕や撤去など必要な対応を行ってください。

また、空き家や空き店舗等に放置された屋外広告物は、維持管理がなされていないため、老朽化し、腐食が発生していることもあり、大変危険です。不要になった屋外広告物は速やかに撤去し、事故の発生を予防しましょ。

3 日頃から安全管理に努めましょ

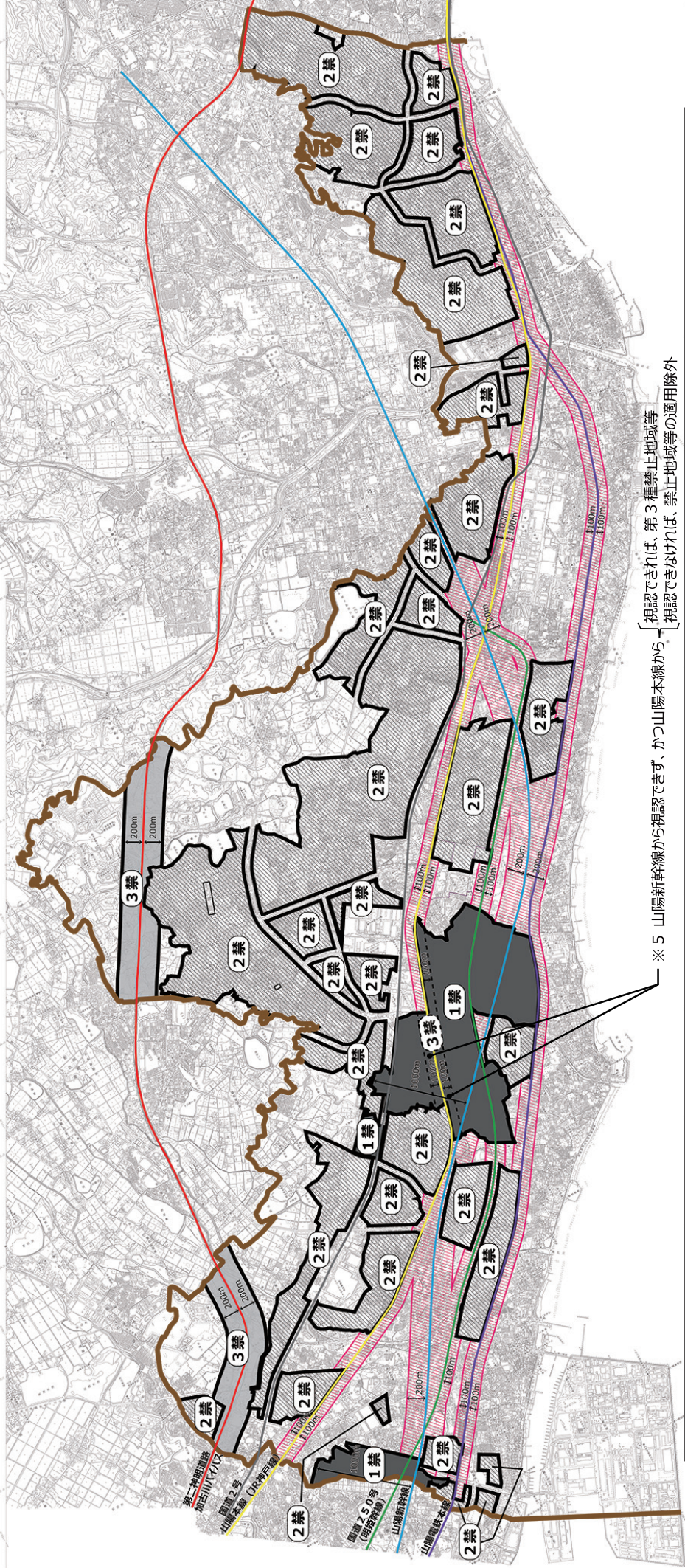
屋外広告物の事故を防止するためには、日頃の安全管理が大切です。安全管理の重要性についてまとめた「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」が一般社団法人日本屋外広告業団体連合会ホームページに掲載されていますので、参考にしてください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001106308.pdf>



屋外広告物規制概要図

2019年（平成31年）4月1日時点



凡 例

1 禁	第1種禁止地域等	・山陽新幹線の路端から1,000m以内の区域（用途地域を除く）※4 山陽新幹線から視認できなければ、禁止地域等の適用除外（ただし※5注意）
2 禁	第2種禁止地域等	・第1種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域
3 禁	第3種禁止地域等	・第二神明道路・加古川バイパスの路端から200m以内の区域 ※3 第二神明道路・加古川バイパス、山陽本線から視認できなければ、禁止地域等の適用除外 ・山陽本線の路端から100m以内の区域（用途地域を除く）
斜線	特定区域（許可地域等）	・国道250号（明姫幹線）の路端から100m以内の区域 ・山陽新幹線の路端から200m以内の区域（用途地域） ・山陽本線の路端から100m以内の区域（用途地域） ・山陽電鉄本線の路端から100m以内の区域 ※6 国道250号（明姫幹線）、山陽新幹線、山陽本線、山陽電鉄本線から視認できなければ区域外

※1 禁止地域等を除く市内全域は許可地域等となります。
 ※2 禁止地域等については、屋外広告物条例施行規則別表第2のうち、第1種禁止地域等の項9、第2種禁止地域等の項1、第3種禁止地域等の項1のみ表記しています。

※なお、詳細については、必ず屋外広告物担当課にご確認ください。

明石市都市局都市整備室 都市総務課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

TEL 078-918-5037

FAX 078-918-5109

E-mail tosou@city.akashi.lg.jp